

「みんなのバリアフリー街づくり整備ガイドブック」(R7.10.1改訂) 新旧対照表

〈2 条例の構成〉

ページ	修正欄	改訂後	改訂前
Ⅱ-12	4 福祉施設 (10) これらに 類する施設 用 途	就労選択支援事業所	(追加)

〈6 関連資料〉

ページ	修正欄	改訂後	改訂前
Ⅵ-7	改正	令和7年9月30日規則第94号	(追加)
Ⅵ-11	附則	附則(令和7年9月30日規則第94号) この規則は、令和7年10月1日から施行する。	(追加)
Ⅵ-12	別表第1(第1条の2、第4条関係) 4 福祉施設	(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護を行う施設及び同条第8項に規定する短期入所を行う施設(同条第11項に規定する障害者支援施設を除く。)、同条第11項に規定する障害者支援施設、 <u>同条第28項</u> に規定する地域活動支援センター並びに <u>同条第29項</u> に規定する福祉ホーム	(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護を行う施設及び同条第8項に規定する短期入所を行う施設(同条第11項に規定する障害者支援施設を除く。)、同条第11項に規定する障害者支援施設、 <u>同条第27項</u> に規定する地域活動支援センター並びに <u>同条第28項</u> に規定する福祉ホーム